

答 申 第 564 号

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 2に掲げる審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象となる保有個人情報の一部開示した決定のうち、別表に掲げる「開示すべき情報」を非開示とした決定は妥当ではないので開示すべきであるが、その他の部分を非開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 4年11月14日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「旧条例」という。）に基づき、実施機関に対し、保有個人情報の本人である児童（以下「本件児童」という。）の法定代理人（親権者）として、児童相談所が保有する本件児童の児童記録の個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 同年12月 7日、実施機関は、本件開示請求に対して、本件児童に係る児童記録（以下「本件児童記録」という。）を特定し、次の理由により一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
 - (1) 旧条例第20条第 1項第 2号に該当
代理人により開示請求がなされた情報であって、当該代理人に開示することが本人の利益に反すると認められるため。
 - (2) 旧条例第20条第 1項第 3号に該当
開示請求者（本人及び代理人）以外の者の個人情報については、開示することにより当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。
 - (3) 旧条例第20条第 1項第 7号に該当
児童相談所としての判断・方針等が含まれる情報並びに関係機関等とやりとりをした情報については、これを開示することにより、業務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
- 3 令和 5年 2月17日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨

非開示とされた部分のうち、本人の発言や様子に関する記録を開示する。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 一部について開示しない理由のうち、「本人の利益に反すると認められる」とされた部分については、審査請求人は本件児童の実母であり、相談時は審査請求人が本人に付き添っているものであるから、相談時の本人の発言や様子などに関する記録を開示したとしても、本人の利益に反するとは認められない。
- (2) 本件児童は○歳で、現在は審査請求人と二人暮らしであり、本件児童の監護養育を行っているのは審査請求人である。本件児童と審査請求人との仲は非常に良好であり、特段の問題も認められない。
- (3) 相談の目的は、父親から母親である審査請求人に対するDVを目撃したこと等により生じた心理的トラウマへの対処であり、本件児童が職員に話した内容も、父親のDVに対する本件児童の内心であって、母である審査請求人に対して知られたくない情報とは到底いえない。よって、本件児童の内心が保護される利益と審査請求人の利益が相反しているとは認められない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 旧条例第20条第 1項第 2号を理由とする非開示部分は、本件児童が、審査請求人である母と離れ、児童相談所職員と面接した時に話した内容が記載されている。
- 2 これらは本件児童の内心に関する情報であり、極めて私的な情報であって秘匿性の高いものであり、親権者である審査請求人に対しても知られたくない情報であると言え、本件児童の内心が保護される利益と審査請求人の利益は相反していると認められる。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件児童記録のうち本件児童の発言部分が、旧条例第20条第 1項第 2号に該当するか否かが争点となっている。

2 答申に当たっての適用条例について

名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「新条例」という。）が令和 5年 4月 1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審議会は、新条例附則第 2条第 2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

3 旧条例の趣旨等

旧条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は旧条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人に対してであっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、旧条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを旧条例第20条第 1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、旧条例によって具体的に認められたものであることに鑑み、開示か非開示かは、旧条例の条文を解釈して判断すれば足りる。

したがって、審議会における具体的事案の審理に際しては、旧条例第20条第 1項各号に該当するか否かが、旧条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

4 本件児童記録について

(1) 児童相談所では、受け付けた相談について児童福祉司その他の児童相談所職員が必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、これに基づき、個々の児童に最適な援助を行っている。

(2) 本件児童に対する相談援助活動においても、当該相談援助活動の適正な遂行のため児童記録を備え、本件児童に対して行った面接の内容、本件児童の生活、行動、本件児童に関する評価等の必要な事項を記録しているものである。

- (3) 当審議会が見分したところ、本件児童記録は、実施機関の職員が相談援助活動に用いるために、本件児童の生活の様子や支援の内容を記録した、援助に関する決裁票、経過一覧、相談申込書、児童記録票、相談・通告受付票（保険・福祉情報一覧）、一時保護検討のためのリスクアセスメントの各文書が収録された記録であることが認められる。

5 旧条例第20条第 1項第 2号該当性について

本号は、本人の権利利益を保護するため、代理人による開示請求がなされた場合において、本人と代理人との利益が相反する場合は非開示とすることを定めたものである。本号の利益に反するとは、本人と代理人との利益が相反する場合や、本人の意思に反した開示をすることとなる場合をいう。

実施機関は、本件児童記録には、本件児童が、審査請求人である母と離れ、児童相談所職員と面接した時に話した内容（以下「本件非開示情報①」という。）が記載されており、これらは本件児童の内心に関する情報であり、極めて私的な情報であって秘匿性の高いものであり、親権者である審査請求人に対しても知られたくない情報であると言えるため、旧条例第20条第 1項第 2号に該当すると主張しているので、本件非開示情報①が本号に該当するか判断する。

- (1) 旧条例第18条第 2項の規定に基づく未成年者の法定代理人である親権者の開示請求権については、あくまで未成年者である子の利益を実現する手段として設けられているものであり、親権者と子であっても、その人格はそれぞれ別個であることから、子は親権者に対する関係においてもプライバシーを保護される権利を有しているものと解される。
- (2) 本件非開示情報①には、本件児童が、児童相談所職員と面接した時に話した内容や本件児童の面接時の様子等が記載されている。
- (3) 当該面接は、母親とは別室で行われており、また、本件児童に対し、話した内容を母親に伝えて良いか等の意思確認は行っておらず、これらの情報は、極めて秘匿性の高い情報であると言え、本件児童にとって親権者である審査請求人に対しても知られたくない情報であり、本件児童の利益に反すると認められる。
- (4) したがって、本件非開示情報①は旧条例第20条第 1項第 2号に該当する。
- (5) なお、実施機関は、本件非開示情報①が、旧条例第20条第 1項第 7号にも該当すると主張しているが、上記で判断したように、本件非開示情報①

は旧条例第20条第 1項第 2号に該当するため、これについて重ねて判断しない。

6 旧条例第20条第 1項第 7号該当性について

本件審査請求において、審査請求人は、本件非開示情報①の開示を求めているが、本件処分を通知した個人情報一部開示決定通知書においては、非開示情報ごとに非開示該当の理由が記載されていないため、当審議会では、以下の部分の非開示情報該当性についても判断した。

(1) 本号は、本市又は国等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非開示情報を定めたものである。

(2) 実施機関は、次の情報が、児童相談所としての判断・方針等が含まれる情報及び児童相談所が関係機関等とやりとりをした情報（以下これらを「本件非開示情報②」という。）に当たり、旧条例第20条第 1項第 7号に該当すると主張するため、本件非開示情報②が本号に該当するか判断する。

相談援助活動に係る児童相談所の評価、判断、方針等の情報（以下「評価等情報」という。）	・ 児童相談受付票（受理会議資料） ・ 経過一覧 ・ 相談・通告受付票（保健・福祉情報一覧） ・ 一時保護検討のためのリスクアセスメント
関係機関等から聞き取り等によって収集した情報及び関係機関等との情報交換等の情報（以下「関係機関情報」という。）	・ 児童相談受付票（受理会議資料） ・ 経過一覧 ・ 児童記録票 ・ 相談・通告受付票（保健・福祉情報一覧）

ア 評価等情報

(ア) 評価等情報は、実施機関が本件児童及びその保護者等（以下「本件児童等」という。）に対して行う相談援助活動に係る評価、判断、方針等の情報である。

(イ) 当審議会が確認したところ、評価等情報を開示すると、評価等の内容が本件児童等の認識と異なっていた場合や、意思に反していた場合、本件児童等との信頼関係が損なわれ、本件児童等から苦情や不当な要求等が繰り返される可能性も否定できず、実施機関の相談援助活動の方針決定過程に影響を及ぼし、相談援助活動が困難になるなど、本件児童に係る相談援助活動の適正又は公正な遂行に支障を及ぼすことが考えられるとのことであったため、この点について以下検討する。

- a 評価等情報は、実施機関が、相談援助活動の中で本件児童等に対して行った面接の所見等の情報であるから、本市の機関が行う事務に関する情報に該当する。
- b また、評価等情報には、実施機関による、本件児童等についての評価や、実施機関の今後の対応方針及びその方針に至る決定過程を含めた情報が記載されており、その内容が本件児童等の意思に沿わないものである可能性もあることから、これを開示することにより、本件児童等との信頼関係を損ない、評価等の内容に不満を持つ本件児童等から苦情や不当な要求等が繰り返される可能性もあり、そのことが相談援助活動の方針決定過程に不当な影響を及ぼし、相談援助活動が困難になるおそれがあるほか、実施機関の対応方針に対する予見を与え、本件児童等がそれを意識した言動等をとることが考えられ、正確な診断や公正な評価等が行えなくなるなど相談援助活動が困難となり、相談援助活動の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
- c したがって、評価等情報を開示することにより、本市の事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

イ 関係機関情報

- (ア) 関係機関情報は、実施機関が関係機関等から聞き取り等によって収集した情報及び関係機関等との情報交換等の情報である。
- (イ) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の 4によると、関係機関等は、児童相談所から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があるときは、これを提供することができる」とされている。
- (ウ) 当審議会が確認したところ、関係機関情報を開示すると、本件児童等から関係機関等の特定職員に対し、問い合わせや苦情、不当な要望等が繰り返され、関係機関等の業務にも支障をきたすおそれがあり、結果として実施機関と関係機関等との信頼関係を損ない、関係機関等との信頼関係を前提とした相談援助活動の適正な遂行に支障を及ぼす

おそれがあると主張するので、この点について以下検討する。

- a 関係機関情報は、実施機関が相談援助活動の遂行にあたり、関係機関等から聞き取った内容や関係機関等との間で行った情報交換の内容であるから、本市の機関が行う事務に関する情報に該当する。
- b 本件児童等について、関係機関等から、児童相談所以外の者に明らかにしない前提で提供された情報であることから、本件児童等の意思に沿わない事項が記載されていることもあり、これを開示することにより、本件児童等から関係機関等に対し、問い合わせや苦情、不当な要望等が繰り返され、関係機関等の業務に支障をきたすおそれがあり、結果として児童相談所と関係機関等の信頼関係が損なわれ、関係機関等との連携を困難にするなど、本件だけでなく、今後の児童相談所の相談援助活動の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
- c しかしながら、関係機関情報のうち、経過一覧の令和〇年〇月〇日の個人を識別できる情報を除く部分の記録については、開示することにより、実施機関が上記(ウ)で主張するようなおそれがあるとは認められない。
- d したがって、上記 cを除く部分については、関係機関情報を開示することにより、本市の事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(3) 以上のことから、本件非開示情報②のうち、別表に掲げる情報以外の情報は、旧条例第20条第 1項第 7号に該当すると認められる。

(4) なお、実施機関は、本件非開示情報②の一部が、旧条例第20条第 1項第 3号にも該当すると主張しているが、上記で判断したように、本件非開示情報②のうち、別表に掲げる情報以外の情報は、旧条例第20条第 1項第 7号に該当するため、これについて重ねて判断しない。

7 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
-------	-----

令和 5年 5月 9日	本件審査請求に係る諮問書の受理
6月 7日	本件審査請求に係る弁明書の受理
7月14日	本件審査請求に係る反論意見書の受理
令和 6年 3月15日 (令和 5年度第12回)	調査審議
4月19日 (令和 6年度第 1回)	調査審議
5月17日 (令和 6年度第 2回)	調査審議
5月31日	答申

別表

対象文書	開示すべき情報
経過一覧	令和〇年〇月〇日の非開示部分のうち、 個人を識別できる情報を除く部分